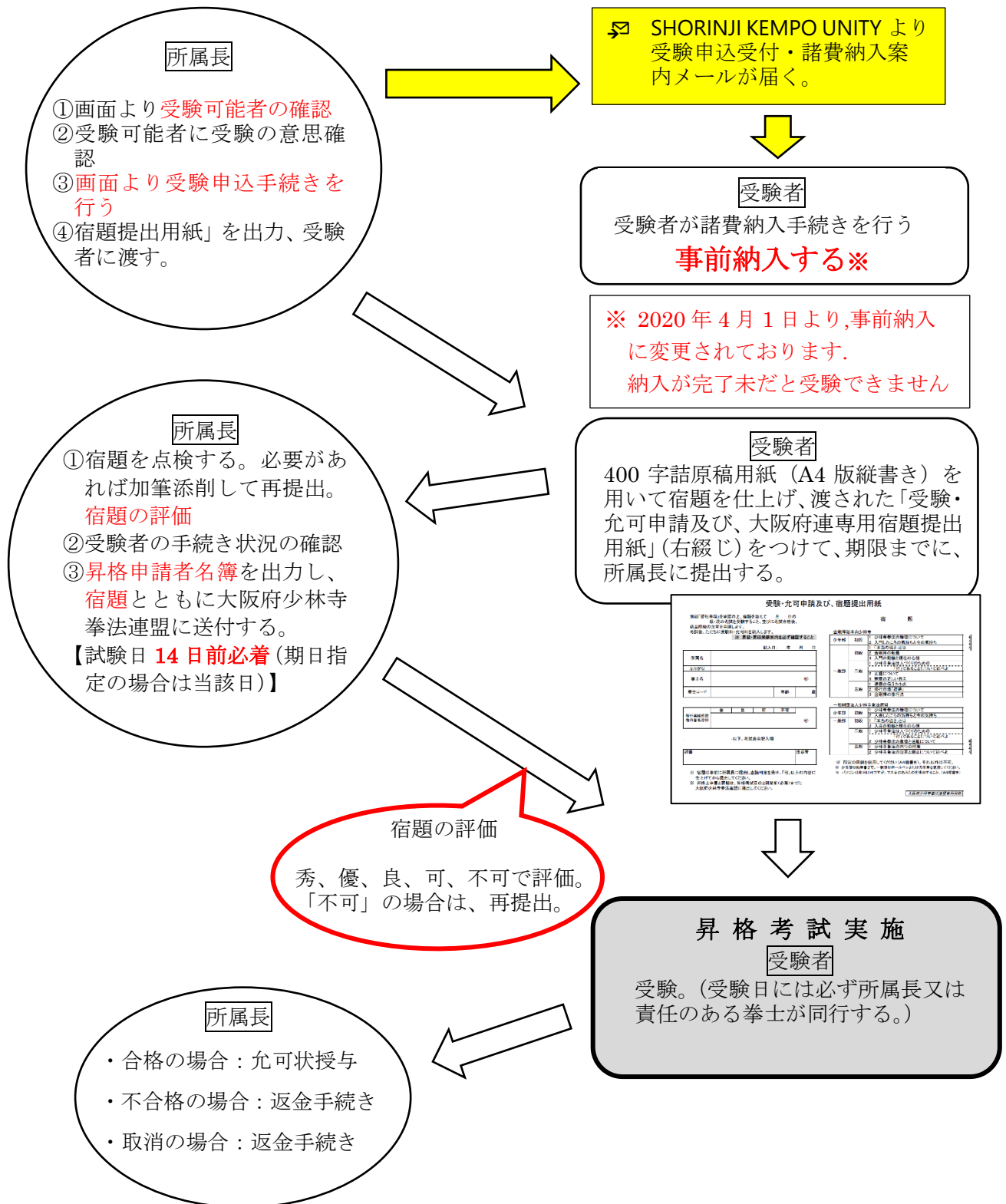


大阪府少林寺拳法連盟主催の昇格（昇段・昇級）考試手続きについて

昇格考試受験までの流れ（概要）



学科宿題の書き方について

○ 用紙は、400字詰め原稿用紙（A4版縦書き）を用いる。レポート用紙、便箋などを用いたり、横書きとすることは不可。

※ 少年部の昇級については年齢に応じて、用紙を変更しても可とする。

○ 宿題（レポート）は必ず表紙を付け、綴じたもの（右綴じ）を提出する。表紙は指定の表紙を使用し、必要事項を明記する。

【備考】

大阪府少林寺拳法連盟が主催する昇格（昇段・昇級）考試は、指定の書式を使用するとともに、受験者は、所属・氏名・年齢・拳士コード・宿題テーマ等必要事項を記入、押印し、修行実績確認者による論文内容確認の署名・捺印を受けたうえで提出する。

【修行実績確認者は、必ず宿題を査読し、評価を記入すること。必要ある時は加筆添削して再提出させる。提出期限に注意すること。】

・ 黒または青色インク（ボールペン、万年筆等）を使用する。鉛筆書き、コピー等は、不可。

※ 小学生以下は鉛筆書き可。

・ パソコン・ワープロの使用も可とする。ただし、書式は規定通りとし、原稿用紙に出力する、あるいは、原稿用紙の罫線を印字する。なお、パソコン・ワープロの場合は、変換ミスに気をつけること。

・ あくまでも論述文としての体裁を整え、人に伝えるための文章で作成する。

※ 箇条書きや図表の割合が著しく多いレポートは不可。

・ 枚数に制限はないが、テーマの内容を網羅してまとめること。

◎ 昇格申請者名簿及び宿題の提出は、試験日14日前（暦の都合により予め期日指定がある場合はその日）までに大阪府少林寺拳法連盟に提出（必着）すること。

昇格考試受験について

考試日の日程（予定）

- 9：00 集合【筆記用具・防具 準備】
- 9：05 鎮魂行
- 9：20 学科審査
- 10：20 技術審査
- 【考試後補講（技術）】
- 12：00 結果発表
- 【追試験（学科・技術）・補講】当日 ※【再試験】は翌月以降

受験者が持参するもの【集合時に点検】（注：忘れた場合は原則として受験不可）

少年部

- ① 道衣
- ② 少林寺拳法ボディプロテクターもしくは胴（表面が柔らかいもの）
- ③ 筆記用具

中学生

- ① 道衣
- ② 少林寺拳法ボディプロテクターもしくは胴（表面が柔らかいもの）
- ③ ヘッドガード（従来のも）もしくは少林寺拳法公認ヘッドガード
※中学生の上段への加撃は全て禁止ですが、ヘッドガードの使用は どちらかに揃えること。（揃わない場合や一人で受験する場合は大阪府少林寺拳法連盟に連絡してください。）
- ④ 拳サポーター（従来のも）もしくは少林寺拳法公認拳サポーター（素手やグローブは不可）
- ⑤ 少林寺拳法ファールカップもしくは金的カップ（男性のみ）
- ⑥ 筆記用具

一般

- ① 道衣
- ② 少林寺拳法ボディプロテクターもしくは胴（表面が柔らかいもの）
- ③ 少林寺拳法フェイスガードもしくは少林寺拳法公認ヘッドガード
※安全性を考慮し、上段への加撃は昇格考試においては寸止めとする。
※安全性及び公平性を守るため、フェイスガードと少林寺拳法公認 ヘッドガードの使用は、どちらかに揃えること。（揃わない場合や一人で受験する場合は大阪府少林寺拳法連盟に連絡してください。）
※フェイスガードの場合は、少林寺拳法公認拳サポーター、もしくは白色の薄手手袋、軍手を着用する。素手、拳サポーター（従来のも）やグローブは不可。
※少林寺拳法公認ヘッドガードの場合は、拳サポーター（従来のも）もしくは少林寺拳法公認拳サポーターを着用する。素手やグローブは不可。

【昇格考試運用法時の上段防具に対する確認】

上段防具	○ (いずれかを使用する)	× (いずれも使用不可)
少林寺拳法 フェイスガード 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 少林寺拳法公認 拳サポーター ・ 白色の薄手手袋 ・ 軍手 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 拳サポーター (従来のもの) ・ 素手 ・ グローブ
少林寺拳法公認 ヘッドガード 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 少林寺拳法公認 拳サポーター ・ 拳サポーター (従来のもの) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 素手 ・ グローブ

④ 少林寺拳法ファールカップ (男性のみ)

⑤ 筆記用具

※ 50歳以上で運用法を行わない場合は、③④ともに不要。

☆ 審査にあたり特別な配慮が必要な場合の受験について

審査にあたり、障がいや高齢など特別な配慮が必要な場合、規定に従い、所属長もしくは修行実績確認者より、『昇級・昇段考試受験にあたっての特別理由書』(様式1)を、考試日の1ヶ月前までに、大阪府少林寺拳法連盟考試委員会に提出すること。なお、未成年者が受験を希望する場合は、必ず、保護者の同意を同様式に記すこと。

合否の判定

学科審査

少年部…3問〔配点：40・30・30〕

一般部…4問〔配点：25・25・24・26〕

合格…70点以上（100点満点中）

※ 70点以上でも1問10点未満は、**当日追試験**

不合格…69点以下（100点満点中）

50点～69点…当日追試験

※ 追試験でもその項目が10点未満の場合は**不合格**

50点未満……再試験

（再試験期間は、試験日以降、翌月から数えて4ヶ月以内）

※学科審査・技術審査ともに再試験となる

技術審査

A〔基礎科目（100点）、抽出科目（100点）、組演武（100点）〕と、B〔運用法（100点）〕について審査。

運用法審査

対象者…中学生以上49歳までの受験者（**50歳以上は希望者のみ実施**）

※運用法を実施した場合は通常の審査を行う

（少年部はA〔基礎科目（100点）、抽出科目（100点）、組演武（100点）〕のみ審査）

合格…Aの総合得点が最高点（300点）の70%以上、且つ、Bの得点が最高点（100点）の70%以上の場合が合格。

〔試験後補講〕

Aの総合点210点以上、Bの得点が70点以上であるが、**基礎科目、抽出科目、組演武の各科目において、60～69点の科目がある場合は、追試験同様に考試委員会の監督により試験後補講を実施し、その結果による合格とする。**

不合格…A、Bいずれの得点が最高点の70%未満の場合は不合格。また、Aの総合得点が合格点に達していても、**基礎科目、抽出科目、組演武のいずれかの科目に、各科目最高点（100点）の60%に満たない得点がある場合は不合格。**

〔追試験〕

Aの総合点が205～209点、Bの得点が65～69点にいずれかまたは両方に該当する場合は追試験を実施。但し、Aの総合点が205点未満、或はBの得点が65点未満の場合は不合格。

※ 追試験にあたっては、追試験を受けるか、受けずに不合格となるかを選択させる。（追試験受験が合格を保証するものではない。）